



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	グローカリゼーションを統御する：「マインド・ザ・チェンジ」あるいは「チェンジ・ザ・マインド」？
Author(s)	ノイヴィルト, ロスタム・J.; 新世代法政策学研究編集部//訳
Citation	新世代法政策学研究, 12, 215-255
Issue Date	2011-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47292
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP012_007.pdf



グローカリゼーションを統御する :「マインド・ザ・チェンジ」あるいは「チェンジ・ザ・マインド」?

ロスタム・J.・ノイヴィルト (Rostam J. NEUWIRTH)
新世代法政策学研究編集部 (訳)

- I. イントロダクション
- II. グローカリゼーションを統御する：マインド・ザ・チェンジ？
 - 1. グローバル・ガヴァナンス論争
 - 2. ガヴァナンスの難問：グローカリゼーション・フラグメンテーション・シンプレキシティ
 - 3. 国際法秩序における現状の不調和と新たなパラダイム・シフト
- III. グローカリゼーションがもたらす難問への対応：チェンジ・ザ・マインド！
 - 1. 技術革新から見た変化と一貫性
 - 2. 法と技術革新：有効な対処法の形成
 - 3. e-ガヴァナンスとゲシュタルト理論：適応反応
- IV. GEOLAW — グローカル電子法行政ウェブ
- V. 結論

I. イントロダクション

来る10年間のグローバル・ガヴァナンスを見通すことは、強度の緊張や深刻な対立、当惑するような矛盾を見据えることにほかならない。

ジェームズ・N・ローズナウ¹

¹ James. N. Rosenau, “Governance in the 21st Century”, (1995) 1 *Global Governance* 13 at 13.

20世紀終盤は、グローバリゼーション時代の幕開けとよくいわれる。ところが実際のところ、世界がこんにち以上に統合されており、モノ・サービス・ヒト・資本の移動がはるかに自由になされていた時代も、かつて存在した。とすれば、21世紀のこんにち、近現代のグローバリゼーションを他の時代と区別する際立った特徴として、いわゆる「情報革命」、すなわち19世紀末以降に通信および輸送セクターを中心に広範に進展した技術革新を挙げる必要があろう。

情報・通信・輸送（ICT）技術の領域における近年の諸革新は、第1に、変化が人類の歴史において繰り返し起こるということを改めて明らかにした。第2に、にもかかわらずそれらの諸革新は、われわれが世界を知覚する認知方式に、空前の変化をもたらした。そうした認知上の変化は、変化するということがのみが普遍／不変であるという逆説的な認識、強烈な変化の認識に、何よりも明瞭にあらわれる。古代ギリシアの哲学者、エフェソスのヘラクレイトス（紀元前535-475年）が残した「パンタ・レイ（万物は流転する）」という格言と同様の現象を、アイザック・アシモフは巧みに次のように表現した：

ただ一つ変わらないものは変化、生起し続ける変化、不可避の変化、それこそが現代社会の主要要素だ。今この瞬間の世界のありようだけでなく、将来世界がどのようにありうるのかを考慮することなしには、最早賢明な決定など下すことはできない。²

古来人間は変化にさらされてきたし、現に変化にさらされているのだが、こんにちの我々はそれにとどまらず、変化の認識が劇的に加速する状況をも体験している。この加速は、ポール・ノーラが「加速する歴史」と表現した、「現在が消え去りゆく歴史へと編入される速度がどんどん早まることで、あらゆるものがいずれは消え去ってしまうのではないかと思える認識」³にも見出される。だとすれば加速する変化は、かつてフランシス・フ

² Isaac Asimov, "My Own View", in R. Holdstock, ed., *The Encyclopedia of Science Fiction* (London: Octopus, 1978) 5.

³ Paul Nora, "Between Memory and History: *Les lieux de Mémoire*" (1989) 26 *Representa-*

クヤマが論じた「歴史の終焉」の到来を速めるのではないかと、との疑問を生む。⁴ これについてはおそらく、人類が宇宙の外延へと到達していない現在、地球に関してのみとの限定を付したうえで、「地理の終焉」⁵について語る方が適切だろう。こんにち、世界は縮小しつつあるとって間違いないし、そのことは情報・通信・輸送手段について一層明らかだからだ。

一般的にいつて、現代の世界を飲み込むこの重大な変化は、19世紀末に起きた静止画像から動画への移行を反映している。この視覚上の重要な変化は、発生以来進展の一途をたどり、広範な分野へと波及した。デジタル技術とインターネットにより、テキスト、画像、音声といった情報を地球上のどこにおいてもいちどきに処理するという新たな状況が、一層進展しつつある。それゆえにデジタル化とインターネットは、現代を他の時代と区別し、「グローバル情報社会」⁶と呼ばれるこんにちの社会を際立たせる、重要な特徴といえる。国際社会および世界中の人々の代表は、このグローバル情報社会のガヴァナンス原理を定式化しようとする中で、同時にグローバル情報社会の建設と統御に取り組んだ。⁷ 具体的には、代表者たちは以下のような目標を目指すと言明したのである。

国連憲章の諸原理が掲げる目的を前提とし、世界人権宣言を全面的に尊重したうえで、個人、共同体、人々がそれぞれの持続的発展と生活の質

tions 7 at 7.

⁴ Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man* (New York: Avon Books, 1992).

⁵ Richard O'Brien, *Global Financial Integration: The End of Geography?* (New York: Council on Foreign Relations Press, 1992) 参照; J. Michael Greig, "The End of Geography? Globalization, Communications, and Culture in the International System" (2002) 46 *Journal of Conflict Resolution* 225 も併せて参照。

⁶ この概念は、経済学者フリッツ・マッハルプの記述にまで遡ることができる; Fritz Machlup, *The Production and Distribution of Knowledge in the United States* (Princeton: Princeton University Press, 1962) 参照。

⁷ World Summit on the Information Society (WSIS), Declaration of Principles – Building the Information Society: A Global Challenge in the New Millennium, Document WSIS-03/GENEVA/DOC/4-E (December 12, 2003) を参照、<http://www.itu.int/wsisis/docs/geneva/official/dop.html> にて入手可能（最終閲覧日 2010年7月30日）。

的向上を実現する潜在的可能性を最大限生かすための情報や知識について、誰しもがそれを創造し、アクセスし、活用し、共有できる、そのような人間中心的で包括的な発展志向型の情報社会の建設は、我々の共通の願いであり、活動目標である。⁸

時間と空間が結びついている、つまり「私たちが生きる世界は4次元の時空連続体だ」⁹というアルバート・アインシュタインの洞察は、上述の技術が開いた新たな可能性の結果とよく合致している。あるいは彼は、それを予測していたといえるかもしれない。そのような世界では、観察者の移動速度が遅いほど、変化はよりダイナミックなものとして認識されることになるし、その逆もまた真である。静止画像を動画へと変換するという映写機でおなじみの効果や、物理学者クリスチャン・ドップラーに因んで命名された、発生源に対して移動する観察者にとっては波の周波数が変化するという「ドップラー効果」といった現象は、このことをよく説明している。

変化が加速しているという我々の認識の主たる原因である、新たな技術の出現やわれわれ自身が処理すべき情報の量的増大は、個人に対しても他の領域に対しても無視しえない反動をもたらす。ポール・ノーラは、それが記憶に与える影響という視点から、加速の3つの側面を次のように特定した。

同時代的記憶の心理分析は、自己のアイデンティティ、記憶のメカニズム、過去の意義といったものについて、全く新たな経済をもたらす。¹⁰

ポール・ノーラがいみじくも「記憶の心理分析」と呼んだ現在進行する状況の動因は、デジタル技術によって目立たないながらも確実に進行

⁸ 前掲、Recital 1。

⁹ Albert Einstein, *Relativity: The Special and General Theory* (New York: H. Holt and Company, 1920) at 379.

¹⁰ Paul Nora, “Between Memory and History: *Les lieux de Mémoire*” (1989) 26 *Representations* 7 at 15.

している、「社会のコンピューター化」¹¹である。こうした状況が現在、全ての個人および全体としての地球共同体を構成する諸社会の双方に対して、広範な反動という無視しえない問題を突きつけていることに、疑問の余地はない。

現代社会の政治・法律領域においては、諸制度の初期条件であった状況や環境に急速な変化が生じたために、今や政治的・法的制度が現状にそぐわないものになってしまっている。その結果として、変化はより緊張をはらんだものとなり、多くの摩擦が引き起こされることになるだろう。法的領域におけるこのジレンマは、以下のようにまとめることができる:

人間が経験するあらゆる物事に遍在する変化は、法律にとって根源的な問題を生み出す。すなわち、法はいかにして、人類の歴史上常に生じし続ける新たな状況に対応しながらも、通時的な整合性を保ちうるのか、という問題である。¹²

変化が加速し続けることで、かつては明瞭に確立されていた法的世界の境界線がぼやけつつある。このことは、精神的な側面において二元論的思考に対する重大な疑義が広がっていることから明らかだ。¹³ 法的領域では、たとえば(国際)公法と(国際)私法、国内法と国際法、貿易問題と非貿易問題、あるいは個人の利益と個人が属する(諸)社会の集合的利益、といったものの関係が曖昧になっていく。このような状況は、対義的あるいは逆説的な性質をもち、多くの場合逆説や矛盾語法によって示されるような、新たな概念がいくつも生み出されるという事態によく表れている。そのような矛盾語法の中でもガバナンスをめぐる議論にとって特に重

¹¹ Jean-Michael Rodes, Geneviève Piejut & Emmanuelle Plas, *Memory of the Information Society* (Paris: UNESCO, 2003) at 15 参照。

¹² Mark L. Johnson, “Mind, Metaphor, Law”, (2006) 58 *Mercer Law Review* 845 at 845.

¹³ たとえば、「我々は二元論的な思考を拭い去ることはできない。それは先天的かつモジュール状をなしており、そのような信念からの転換は極めて困難だからだ」と論じる、Peter Carruthers, Stephen Laurence & Stephen Stich, *The Innate Mind: Foundations and the Future* (Oxford: Oxford University Press, 2008) at 101 参照。

要なのが、グローカリゼーション (glocalization)¹⁴、フラグメグレーション (fragmegration)¹⁵、シンプレキシティ (simplicity)¹⁶ である。これらの概念はいずれも、「対義的な語の結合」¹⁷ と定義される矛盾語法の形をとっている。我々が認識しあるいは感じている変化の加速は、かつての定性的なガヴァメント概念を押し流し、より動的なガヴァナンス概念によって置き換えてしまった。上記の3つの矛盾語法的概念は、このような状況を象徴的に示すものだ。「ガヴァナンス (governance)」の語源は、何事かを“操作 (steer)” するという意味のギリシア語の動詞 κυβερνάω (kubernao) だ。そこでは、停止している、停滞している、あるいは衰退している、など特段の断りがない限り、その「何事か」は動いているものとして観念されている。上記3つの概念は、以下に簡潔に示されるような、ガヴァナンスのプロセスに見られる相互に密接に関連する問題群を表している。まず何よりも、**グローカリゼーション**は、グローバル・レベルとローカル・レベルの間で規制権力が動揺している状況を表す。重層的ガヴァナンスという概念が示すのも、この動揺である。第2に、**フラグメグレーション**は、一般に反対方向への動きを推し進める2つの動向を示すものと捉えられる。¹⁸ ガヴァナンスに則してより具体的にいえば、一方に政策の拡散や国際法の法制化の遅さといった傾向があり、他方に様々な政策領域や法律文書を一貫性のある合理的なグローバル・ガヴァナンス戦略へと糾合しようとする規制改革の試みという傾向があつて、これら双方が衝突する、とい

¹⁴ 「グローカリゼーション」を、グローバル化の動態の中にローカルなレベルとグローバルなレベルが並行して共存する状態と解釈する、Gunther Teubner, “‘Global Bukowina’: Legal Pluralism in the World Society”, in Gunther Teubner, ed., *Global Law without a State* (Aldershot: Dartmouth, 1994) 3 参照。

¹⁵ Bjorn Hettne, “The International Political Economy of Transformation”, in Bjorn Hettne, ed., *International Political Economy – Understanding Global Disorder* (Halifax: Fernwood Books, 1995) 1 at 22 参照。

¹⁶ Jeffrey Kluger, *Simplicity: Why Simple Things Become Complex (and How Complex Things Can Be Simple)* (New York: Hyperion, 2008) 参照。

¹⁷ Katherine Barber, ed., *The Canadian Oxford Dictionary* (Toronto: OUP, 1998) at 1040 参照。

¹⁸ 上記注15 Hettne, at 22 参照。

った状況を示す語である。この拡張し続ける政策領域の一貫性を維持しようとするものの難しさ、という面でフラグメグレーションと密接にかかわるのが、第3の概念、**シンプレキシティ**だ。この語は、複雑性が拡大していく流れと、にもかかわらずかつての単純性を好む性向を表している。

これら3つの語と、それらが示す問題は、公的権威を行使するあらゆる政治体が直面する重大なものだ。換言すれば、ガヴァナンスが抱える困難は、国際組織と地域組織、国民国家と連邦制国家、あるいは地域と地方と自治体の別なく、それら全てに共通するものなのである。¹⁹

こうした見通しからは、膨大な疑問が生じることになるが、それらへの対処は煎じつめれば、政策決定者・立法者・市民のいずれにも役立つ2つの態度に集約できる。「マインド・ザ・チェンジ (変化を気にかける)」と「チェンジ・ザ・マインド (精神のありようを変える)」だ。グローカリゼーションを統御するに当たって、「マインド・ザ・チェンジ」は、政府と規制の現在のありようや形態についての再考を促す。そして「チェンジ・ザ・マインド」は、グローバルおよびローカルな事柄のガヴァナンスを行うための新たな方策を考え、そのための新たな構造を創出するよう求める。このように、「マインド (精神)」について語ることで、単に外的な行為についての答えを探るのみならず、私たちの認識と規範的要請の双方の源である精神についての思索を深めることができる。つまり私たちが直面する諸問題は、近年の劇的な変化にいかに対処すべきか、やがて来る変化にいかに備えるか、という関連する問題群への答えをも同時に探るよう促してもいるのだ。本稿は、これらの答えを探り、さらにはそれらを実現するためのアイディアを提示するものである。

¹⁹ “The Governance Conundrum: Glocalization, Fragmegration and Simplicity”; Section II. 2. 参照。

II. グローカリゼーションを統御する: マインド・ザ・チェンジ?

1. グローバル・ガヴァナンス論争

グローバル・ガヴァナンスは、一般的な用語として定着しつつある。にもかかわらず、その正確な意味や射程はいまだ十分に明確化されていない。²⁰ グローバル・ガヴァナンスという用語は、強烈な不一致や矛盾を引き起こしつつ、私たちに染み付いた思考様式を激しく揺さぶっている。²¹ この語が「ミステリー」と形容されるのは、まさにこのためといえる。²² 単純化を恐れずにいえば、それは、「私たちはどのように統治されているのか?」そして「どのように統治されたいと願うのか?」という問いに対する答えを見出そうとする試みだ。²³ これは法律上の言説においては、現行法 (*de lege lata*) と有るべき法 (*de lege ferenda*) の区別に相当する。換言すれば、それは二重の課題にいちどきに取り組むことにほかならない。二重の課題とは、一方で、現行の法・制度枠組と、グローバルおよびローカルな特徴をもつ喫緊の課題の性格の双方を、理解しようとすることであり、他方で、新しいグローバルな法秩序を見据えつつ、現行法の枠組の発展・改革のために批判的思考を積み上げることだ。これら2つの問題群は、密接不可分なものだ。

国際の平和や安全保障といった伝統的な問題群は別にして²⁴、グローバル・ガヴァナンスという用語は実に多様な政策領域において用いられる。たとえば貿易やグローバル競争法から人権、さらには持続可能な開発に至るまで、あるいは保健衛生や食糧安全保障から文化、果ては環境保護まで

といった具合に。²⁵ 以上に挙げた例でさえ、そのごく一部にすぎない。この語はまた、近年の諸技術発展がもたらした課題をも反映している。²⁶ グローバル・ガヴァナンスは、政治的環境の変化とともに、公的なものと私的なもの、自治体法と国際法、政治と経済といった、従来自明だったものの境界を揺さぶっている。²⁷ それは多様なテーマを相互に接続し、また地

²⁵ 例えば以下の諸議論を参照: Obijiofor Aginam, “Globalization of Infectious Diseases, International Law and the World Health Organization: Opportunities for Synergy in Global Governance of Epidemics”, (2004) 11 New Eng. J. Int’l & Comp. L. 59; Michael A. Livermore, “Authority and Legitimacy in Global Governance: Deliberation, Institutional Differentiation, and the Codex Alimentarius”, (2006) 81 N.Y.U.L. Rev. 766; Joel R. Paul, “Cultural Resistance to Global Governance”, (2000) 22 Mich. J. Int’l L. 1; Brooke Ackerly & Michael P. Vandenbergh, “Climate Change Justice: The Challenge for Global Governance”, (2008) 20 Geo. Int’l Envtl. L. Rev. 553; Paul L. Joffe, “Current Issues in Public Policy: The Dwindling Margin for Error: The Realist Perspective on Global Governance and Global Warming”, (2007) 5 Rutgers J.L. & Pub. Pol’y 89; Andrew T. Guzman, “Global Governance and the WTO”, (2008) 45 Harv. Int’l L.J. 303; Anu Piilola, “Assessing Theories of Global Governance: A Case Study of International Antitrust Regulation”, (2003) 39 Stan. J. Int’l L. 207; William H. Meyer & Boyka Stefanova, “Human Rights, the UN Global Compact, and Global Governance”, (2001) 34 Cornell Int’l L.J. 501; James C. Kraska, “Global and Going Nowhere: Sustainable Development, Global Governance & Liberal Democracy”, (2006) 34 Denv. J. Int’l L. & Pol’y 247.

²⁶ たとえば以下の諸議論を参照: Milton Mueller & John Mathiasen & Hans Klein, “The Internet and Global Governance: Principles and Norms for a New Regime”, (2007) 13 *Global Governance* 237; Stephen J. Kobrin, “Territoriality and the Governance of Cyberspace”, (2001) 32 *Journal of International Business Studies* 687.

²⁷ たとえば以下の諸議論を参照: Annelise Riles, “Relations: The Anti-Network: Private Global Governance, Legal Knowledge, and the Legitimacy of the State”, (2008) 56 Am. J. Comp. L. 605; Douglas A. Kysar, “The Role of Private Global Governance: Sustainable Development and Private Global Governance”, (2005) 83 Tex. L. Rev. 2109; Benedict Kingsbury et al., “Global Governance as Administration – National and Transnational Approaches to Global Administrative Law”, (2005) 68 Law & Contemp. Prob. 1; Manuel Castells, “Governance and Global Politics”, (2005) 38 *Political Science and Politics* 9; Miles Kahler & David A. Lake, “Governance in a Global Economy: Political Authority in Transition”, (2004) 37 *Political Science and Politics* 409.

²⁰ たとえば、「ガヴァナンスという語は、国際的な問題に関して、よくて無秩序に、悪くすれば混乱した形で、実に多様な用いられ方をしてきた」と論じる、*Governance* 367 を参照。

²¹ たとえば、上記注1 Rosenau を参照。

²² David Kennedy, “The Mystery of Global Governance”, (2008) 34 *Ohio Northern University Law Review* 827 を参照。

²³ 前掲、827-828。

²⁴ たとえば、Brian Orend, “Terminating Wars and Global Governance”, (1999) 12 *Canadian Journal of Law and Jurisprudence* 253 を参照。

方、国、地域、国際の境界を超越することで、グローバルな次元を析出しつつある。²⁸ そこではたとえば、国際法のもとで私的な個人が果たす役割がとりわけ重要になってきている。²⁹ また同様に、グローバル市民社会の役割も徐々に重要性を増している。³⁰ 特に法的な文脈において、「ガヴァナンス」を修飾する際に「国際 (international)」ではなく「グローバル」という形容詞が用いられることの背景には、徐々に進展するこうした大局的变化がある。³¹ グローバル・ガヴァナンスはまた、従来はつきりと区別されていた学問領域の境界を超える「横断的問題 (cross-sectional issues)」に対応するため、科学の諸分野や学問領域を糾合する。³² 法律学においては、比較法学の方法論に立脚した立憲化 (constitutionalization) や立憲主義

²⁸ たとえば以下の諸議論を参照: Ernst-Ulrich Petersmann, “Multilevel Judicial Governance as Guardian of the Constitutional Unity of International Economic Law”, (2008) 30 Loy. L.A. Int’l & Comp. L. Rev. 367; David M. Driesen, “Linkage and Multilevel Governance”, (2008-2009) 19 Duke J. Comp. & Int’l L. 389; Elke Krahmann, “National, Regional and Global Governance”, (2003) 9 *Global Governance* 323。

²⁹ たとえば以下の諸議論を参照: Saskia Sassen, “The Participation of States and Citizens in Global Governance”, (2003) 10 Ind. J. Global Legal Stud. 5; Rolf Schwartmann, *Private im Wirtschaftsvölkerrecht* (Tübingen: Mohr Siebeck, 2005)

³⁰ たとえば以下の諸議論を参照: B.K. Woodward, “Global Civil Society and International Law in Global Governance: Some Contemporary Issues”, (2006) 8 Int’l Comm. L. Rev. 247; Steve Charnovitz, “The Emergence of Democratic Participation in Global Governance (Paris, 1919)”, (2003) 10 Ind. J. Global Leg. Stud. 45。

³¹ 「国際法」概念の問題については、以下の諸議論を参照: Stéphane Beaulac, “The Westphalian Model in Defining International Law: Challenging the Myth”, (2004) 9 *Australian Journal of History of Law* 181; Yasuaki Onuma, “When was the Law of International Society Born? – An Inquiry of the History of International Law from an Intercivilizational Perspective”, (2000) 2 *Journal of History of International Law* 1。

³² たとえば以下の諸議論を参照: Gregory Mandel, “Nanotechnology Governance”, (2007-2008) 59 Ala. L. Rev. 1324; Mark Mansourn et al., “Regulating Biotechnology: Science, Ethics, Law and Governance Meet Head On in the Age of Informed Ignorance”, (2003) 21 Temp. Envtl. L. & Tech. J. 93; and Kim Richard Nossal, “Global Governance and National Interests: Regulating Transnational Security Corporations in 21st Century”, (2001) 2 Melb. J. Int’l L. 459

(constitutionalism) といった概念がこれに当たる。³³ また、グローバル・ガヴァナンスは、自らがよって立つグローバリゼーションを守り³⁴、正当性やグローバルなルールに関する民主主義原則への挑戦に対抗するため、国民国家や主権といった伝統的な概念を再検討し、グローバリゼーション時代にふさわしい新たな政府形態を提示する。³⁵ 政治・経済領域における諸条件が変化し、グローバルな課題を投げかけている現状に対応するには、新たな政府形態が必要なのだ。³⁶ またそれにとどまらず、グローバルな課題に対処するためには、ガヴァナンスの庇護のもとで形成されるべき新たな

³³ たとえば以下の諸議論を参照: Theodor Schilling, *On the Constitutionalization of General International Law*, Jean Monnet Working Paper 06/2005; Peter L. Lindseth, “The Contradictions of Supranationalism: Administrative Governance and Constitutionalization in European Integration since the 1950s”, (2003) 37 Loy. L.A. L. Rev. 363 (2003); Ernst-Ulrich Petersmann, “Constitutionalism and International Organizations”, (1996-1997) 17 NW. J. Int’l L. & Bus. 398; Ernest A. Young, “The Trouble with Global Constitutionalism”, (2003) 38 Tex. Int’l L.J. 527 (2003); Martha C. Nussbaum, “Comparative Constitutionalism: Introduction to Comparative Constitutionalism”, (2002) 3 Chi. J. Int’l L. 429; David Kennedy, “New Approaches to Comparative Law: Comparativism and International Governance”, (1997) 1997 *Utah Law Review* 545。

³⁴ たとえば、Aseem Prakash & Jeffrey A. Hart, eds., *Globalization and Governance* (New York: Routledge, 1999) を参照。

³⁵ たとえば、以下の諸議論を参照: Lee-Anne Broadhead, “Commissioning Consent: Globalization and Global Governance”, (1995-1996) 51 Int’l J. 651; Obiora Chinedu Okafor, “The Global Process of Legitimation and the Legitimacy of Global Governance”, (1997) 14 Ariz. J. Int’l & Comp. Law 117; Faina Milman-Sivan, “The Virtuous Cycle: A New Paradigm for Democratizing Global Governance through Deliberation”, (2009) 30 Comp. Lab. L. & Pol’y J. 801; Herbert V. Morais, “Globalization and Sovereignty: The Quest for International Standards: Global Governance vs Sovereignty”, (2002) 50 Kan. L. Rev. 779; Kanishka Jayasuriya, “The Rule of Law in the Era of Globalization: Globalization, Law and the Transformation of Sovereignty: The Emergence of Global Regulatory Governance”, (1999) 6 Ind. J. Global Leg. Stud. 425

³⁶ たとえば、Jing Gu & John Humphrey & Dirk Messner, “Global Governance and Developing Countries: The Implications of the Rise of China”, (2008) 36 *World Development* 274 参照。

制度構造も必要となる。³⁷ そこでは、「国家」や「政府」といった概念さえ不要となるかもしれない。³⁸ 一般に、ガヴァナンスとはグローバルな事柄に取り組むために適切な手段を見出そうとする人々の試みだとされる。現在の状況に即していえば、国家や政府が今後直面する深刻な問題に対応していくための、より動的かつ長期的な展望を練り上げる必要がある。

この最後の点に関していえば、ガヴァナンスは、1992年の『環境と開発に関するリオ宣言』以降広く認知されるようになった持続可能な開発という概念と、密接な関係にある。³⁹ 持続可能な開発は、「将来世代が需要を充足することを妨げずに、現在の需要を充足させること」⁴⁰と定義される。この点で、*持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画*も、経済的・社会的・文化的・政治的発展と環境保護といった様々な政策目標をより整合的に統合するため、グローバルなレベルで法的・政策的一貫性を高めるよう求めたものと見ることができる。⁴¹ そこでは、たとえば礼讓⁴²や水平的・垂直的補完性⁴³といった原理に基づいて、国際組織間の調整をさらに

強化する必要があるだろう。上記の実施計画は、グローバル・ガヴァナンスの重要な特徴として、グローバル論争にローカルなレベルが欠かせないことを指摘している。*グローカリゼーション*概念を標題に含む本稿は、この視点から強い影響を受けている。実施計画は、「持続可能な開発には、各国内および国際レベルにおける良きガヴァナンスが不可欠である」ことを再確認している。⁴⁴ つまり、ガヴァナンスは、さらに加速する認識に沿って動的な要素を導入するのみならず、環境においても自身の内部においても進行する劇的な変化について、なぜ私たちが気にかけなければならないのかを、明らかにしている。ガヴァナンスの問題は、私たちが引き起こした変化につき、批判的に熟考するよう促しているのだ。

そうして劇的な変化について熟考すれば、私たち自身が変わらなければならないことが明らかになってくる。そのような私たち自身の変化は、まず何よりも、自らに染みついた思考様式を再検討することによってもたらされる。ローカルとグローバル、断片化と統合、単純性と複雑性といった、対義的な概念の間に生じる批判的・弁証法的対話がそのよすがとなる。そのような対話は、これら3組の概念に限られるものではなく、たとえば公的なものと私的なもの、個人と集合といった、2つのものを分かち様々な

³⁷ たとえば、Sanjeev Khagram, “Possible Architectures of Global Governance: A Transnational Perspective/Prospective”, (2006) 12 *Global Governance* 97 参照。

³⁸ たとえば、以下の諸議論を参照: Gunther Teubner, ed., *Global Law without a State* (Dartmouth, Aldershot 1997); Kalypso Nicolaidis & Gregory Shaffer, “Transnational Mutual Recognition Regimes: Governance without Global Government”, (2005) 68 *Law & Contemp. Prob.* 263

³⁹ United Nations, *Conference on Environment and Development (UNCED)*, Rio de Janeiro, June 3-14, 1992, <http://www.un.org/geninfo/bp/enviro.html> にて入手可能。

⁴⁰ United Nations, *Report of the World Commission on Environment and Development*, General Assembly Resolution A/RES/42/187, December 11, 1987) 参照、<http://www.un.org/documents/ga/res/42/ares42-187.htm> にて入手可能。

⁴¹ 以下の諸議論を参照: Johannesburg Summit on Sustainable Development, *Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development*, http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/WSSD_lanImpl.pdf にて入手可能; United Nations General Assembly, *2005 World Summit Outcome*, A/RES/60/1 (Oct. 24, 2005), <http://daccess-ods.un.org/TMP/8048665.html> にて入手可能。

⁴² たとえば Joel R. Paul, “Comity in International Law”, (1991) 32 *Harvard International Law Journal* 2 参照。

⁴³ グローバルの文脈、および WTO における「補完性」概念について、たとえば以

下の諸議論を参照: Robert Howse & Kalypso Nicolaidis, “Enhancing WTO Legitimacy: Constitutionalization or Global Subsidiarity”, (2003) 16 *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions* 73-94, at 75; John H. Jackson, “Sovereignty, Subsidiarity, and separation of powers: The high-wire balancing act of globalization”, in D. L. M. Kennedy & J. D. Southwick, eds., *The Political Economy of International Trade Law – Essays in Honour of Robert E. Hudec* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002) 13 mainly at 20-21; Jacques H.J. Bourgeois, ““Subsidiarity” in the WTO Context from a Legal Perspective”, in Marco Bronckers & Reinhard Quick eds., *New Directions in International Economic Law: Essays in Honour of John Jackson* (The Hague: Kluwer Law International, 2000) 35; J. P. Trachtman, “Trade and ... Problems, Cost-Benefit Analysis and Subsidiarity”, (1998) 9 *E.J.I.L.* 32。

⁴⁴ Johannesburg Summit on Sustainable Development, *Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development*, http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/WSSD_PlanImpl.pdf にて入手可能; United Nations General Assembly, *2005 World Summit Outcome*, A/RES/60/1 (Oct. 24, 2005), <http://daccess-ods.un.org/TMP/8048665.html> にて入手可能。

組み合わせの間にも生じる。⁴⁵ そのような批判的・弁証法的対話は、すでにグローカリゼーション、フラグメグレーション、シンプレキシティという3つの例で示した矛盾語法の中にも見出すことができる。これらは、次に検討するガヴァナンス論争における難問の、代表的な例といえる。

2. ガヴァナンスの難問：グローカリゼーション・フラグメグレーション・シンプレキシティ

グローバル・ガヴァナンスが抱える根本的な問題は、加速する変化の認識の中に見出されよう。学術論文を広範に渉猟してみれば、グローバルな関心が集まる膨大な政策領域の間で相互依存が進んでいるにもかかわらず、ガヴァナンス論争はいまだ四分五裂のままであることがすぐに分かる。世界を席卷するダイナミックな発展によって生じているこの相互依存は、水平レベルと垂直レベルの双方を結合する。つまり、政策領域間の水平的な調整が喫緊の課題であることに加え、グローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルの各レベルを垂直的に繋いでゆくマルチレベル・ガヴァナンスのモデルも同じように必要とされている。このマルチレベル・ガヴァナンスの新たなモデルを生み出そうとする建設的なアプローチには、いくつか実例がある。まず思い浮かぶのはEUだろう。その洗練されたガヴァナンス・システムは、補完性原理などの道具立てを活用しながら、個人、地方、国、地域、政体としてのEUに存在する、多様な利害のバランスをとっている。⁴⁶ 中華人民共和国も、一国二制度として知られるユニークなガヴァナンス・モデルを採用し、大陸のみならず香港、マ

⁴⁵ Rostam J. Neuwirth, “International Law and the Public/Private Law Distinction” (2000) 55 *Austrian Journal of Public & International Law Review* 393 and the adage “*et in omnes se effuderit gentes humanas*” by Gentilis, cited in Hersch Lauterpacht, *Private Law Sources and Analogies of International Law* (London: Longmans, Green & Co, 1927) at 11 も併せて参照。

⁴⁶ 一般的な内容については、Fritz W. Scharpf, “Notes Toward a Theory of Multilevel Governing in Europe”, (2001) 24 *Scandinavian Political Studies* 1 を参照。

カオをも統治している。⁴⁷ 社会階層間で異なる利害のバランスを取るために異なるレベルや道具立てを用いるという方法は、大小、新旧を問わず、あらゆる国に適用可能といえる。⁴⁸ 国連の諸組織⁴⁹、WTO⁵⁰、あるいはG20⁵¹など、多様な国際組織によって代表され、国際公法の様々な構成主体とは独立して存在するグローバル・レベルでさえ、内部的にも他の諸制度との関係においても、劇的な変化と改革を求める圧力にさらされている。

しかし、改革の必要が意識され様々な努力が行われているにもかかわらず、改革に向け、さらには統治体の効率性、正当性、一貫性を高めるための変革に向けて、すべきことはまだまだあまりに多い。加速する変化へ対応できるようなマルチレベル・ガヴァナンスのモデルを確立するために公権力や国際組織を変革することは、極めて困難だ。それは、例えば以下のような理由による：

⁴⁷ Jorge Oliveira & Paulo Cardinal, eds., *One Country, Two Systems, Three Legal Orders – Perspectives of Evolution: Essays on Macau’s Autonomy After the Resumption of Autonomy by China* (Berlin: Springer, 2009) も参照。

⁴⁸ たとえば以下を参照：Delia Rodrigo, Lorenzo Allio & Pedro Andres-Amo, “Multi-Level Regulatory Governance: Policies, Institutions and Tools for Regulatory Quality and Policy Coherence”, (2009) OECD Working Papers on Public Governance, No. 13。

⁴⁹ たとえば以下を参照：United Nations High Level Panel on Coherence, *Delivering as one: Report of the High-level Panel on United Nations System-wide Coherence in the Areas of Development, Humanitarian Assistance and the Environment*, (UN GA A/61/583 (Nov. 20, 2006), <http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N06/621/41/PDF/N0662141.pdf?OpenElement> にて入手可能；Report of the Secretary-General, *In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All*, UN GA Doc. A/59/2005 (March 21, 2005)；合わせて国連のホームページも参照：<http://www.un.org/reform>。

⁵⁰ See Sutherland Peter, et al (eds.), *The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New Millennium*, Geneva, WTO, 2004 参照、http://www.wto.org/english/thewto_e/10anniv_e/future_wto_e.pdf にて入手可能。

⁵¹ 以下を参照：G20, Leaders Statement, *The Global Plan for Recovery and Reform* (April 2, 2009), <http://www.g20.org/Documents/final-communique.pdf> にて入手可能；G20, *Declaration on Strengthening the System* (April 2, 2009), http://www.g20.org/Documents/Fin_Deps_Fin_Reg_Annex_020409_-_1615_final.pdf にて入手可能。

公的セクターに変化を持ち込むことは、社会の構成員の利害や生活様式に直接あるいは間接の影響を及ぼすため、非常に複雑な課題であって、賛否両論を巻き起こす。しかしよりグローバル化が進み、相互依存が深まり、変化が激しい世界の中で生き残ろうとするなら、公的組織であれ私的組織であれ、変化を免れることはできない。⁵²

公的組織と私的組織の双方が直面するこの困難は、変化に起因するガヴァナンスへの挑戦を指す際に用いられる矛盾語法と密接に関連する。それは、フラグメグレーションである。既に見たように、フラグメグレーションは、統合と断片化といったように、反対方向を目指す2つの動きを指す概念だ。この概念は広範な問題に対応する。改めて確認しておく、ガヴァナンスにおける変化を扱う際には、関係する諸制度を創出する法や法的活動と、それらの諸制度が執行すべき法の双方について検討する必要がある。この前者に関して問題となるのは、経済協力開発機構（OECD）のワーキングペーパーが列挙している諸点だ：

規制に関して、公的なものと私的なものの関係に影響を与える最も一般的な問題は、ルールの重複、規制の重複と低質、不均一な執行である。これらは、ローカル・レベルでの適正な公的サービス供給を妨げ、地方政府や中央政府に対する市民の認識を害する点で重大だ。さらに投資や貿易はもちろん、ビジネス上のサービスや活動に不要なコストを強いる点でも問題がある。ある政府レベルで良質な規制が行われていても、他のレベルの規制が低質であれば、良質な規制の効果も弱められ、経済パフォーマンスやビジネス、市民活動に悪影響を及ぼす。⁵³

⁵² O. Huerta Melchor, “Managing Change in OECD Governments: An Introductory Framework”, (2008) *OECD Working Papers on Public Governance*, No. 12, OECD, at 9 参照。

⁵³ D. Rodrigo, L. Allio & P. Andres-Amo, “Multi-Level Regulatory Governance: Policies, Institutions and Tools for Regulatory Quality and Policy Coherence”, (2009) *OECD Working Papers on Public Governance*, No. 13, at 6 参照。

つまり、フラグメグレーション概念が包含する第1の対立的トレンドは、もっとも広範な意味での公と私の区別である。そこには、(私的な)個人と(公的な)国家の区別⁵⁴のみならず、(国際)私法と(国際)公法の区別⁵⁵までもが含まれる。公共サービス提供の領域では、私的なビジネス活動の領域における概念を公的な統治活動に適用した、「公的管理 (public management)」というそれ自体矛盾語法的な概念が、こうした状況を例証している。⁵⁶ これ以上例を出さずとも、公-私の区別が間違いなくガヴァナンス論争の根源に関わるものであることが分るだろう。

ガヴァナンス論争に関わるこれら2つの正反対のトレンドに起因する更なる問題は、規制の手法が多数に上るということだ。この困難は、世界に浸透している膨大な法体系の姿を映し出す対概念とも関連する。そのような対概念は、規制分野においては、統一法 (uniform laws) と法多元主義 (legal pluralism)⁵⁷、あるいは法的調和 (legal harmonization) と法的多極性 (legal polycentricity)⁵⁸の区別となろう。それはまた、集権化 (centralization)

⁵⁴ たとえば, Alfred C. Aman, “The Globalizing State: A Future-Oriented Perspective on the Public/Private Distinction, Federalism, and Democracy”, (1998) 31 *Vanderbilt Journal of Transnational Law* 769 参照。

⁵⁵ 例えば以下を参照: Inger-Johanne Sand, “From the Distinction between Public and Private Law – to Legal Categories of Social and Institutional Differentiation, in a Pluralistic Legal Context” in Hanne Petersen & Henrik Zahle, eds., *Legal Polycentricity: Consequences of Pluralism in Law* (Aldershot: Dartmouth, 1995) 85; Rostam J. Neuwirth, “International Law and the Public/Private Law Distinction”, (2000) 55 *Austrian Journal of Public & International Law Review* 393。

⁵⁶ George A. Boyne, “Public and Private Management: What’s the Difference?”, (2002) 39 *Journal of Management Studies* 97 参照。

⁵⁷ 「法多元主義」は「一つの地理的領域あるいは問題領域に複数の法体系や法秩序が平行して存在する状態」を指す。Inger-Johanne Sand, “From the Distinction between Public and Private Law – to Legal Categories of Social and Institutional Differentiation, in a Pluralistic Legal Context”, in Hanne Petersen & Henrik Zahle, eds., *Legal Polycentricity: Consequences of Pluralism in Law* (Aldershot: Dartmouth, 1995) 85 at 88 参照。

⁵⁸ 「法的多極性」という語は、コペンハーゲン大学法科学研究所主催の法的多極性に関する会議におけるヘンリック・ザール (Henrik Zahle) 教授の造語で、「法に関する単一価値的なアプローチへの批判、極端な相対主義の拒絶、道徳的多元主義の受

と分権化 (decentralization)、規制 (regulation) と規制緩和 (deregulation)、自己規制 (self-regulation) と共同規制 (co-regulation)、消極的統合 (negative integration) と積極的統合 (positive integration)、拡大 (widening) と深化 (deepening)、強制的法 (hard law) と規範的法 (soft law) といった、様々な規制手法とも密接に関連する。上記のトレンドに加え、規制手法を区別する境界自体もあいまいになりつつある。そうした状況は、開放的政策調整手法 (open method of coordination: OMC) や規範的法といった概念に端的に現れている⁵⁹。折衝 (negotiation) と訴訟 (litigation)、和解 (mediation) と調停 (arbitration) といった、多様な紛争解決手法についても、同様のことがいえる。

シンプレキシティは、これまでに見た2つの概念を補完する第3の矛盾語法で、加速する変化を感じる時代にあってガヴァナンス論争を特徴付けるもうひとつの領域を表すものだ。シンプレキシティは、物事が単純化された後に更に複雑化するというパターンを繰り返す相互的なサイクルを引き起こす力を指し示す言葉である。大まかにいって、人類史は全体としてこの相互サイクルを繰り返しており、そのことは長期的な視野において一層明白といえる。ただそのようなパターンにもかかわらず、サイクルの期間や強度は非常に不確実で予測困難だ。そのようなサイクルは、古今を問わず、文明⁶⁰、帝国⁶¹、市場⁶²、文化⁶³、その他の広範な分野で確認でき

容」と定義される。Surya Prakash Sinha, *Legal Polycentricity and International Law* (Durham: Carolina Academic Press, 1996) at 1 参照。

⁵⁹ たとえば、Sabrina Regent, “The Open Method of Coordination: A New Supranational Form of Governance?”, (2003) 9 *European Law Journal* 190 参照。

⁶⁰ たとえば、以下に見られるトインビーの分析を参照: Arnold Toynbee, “Breakdowns of Civilizations”, in A.J. Toynbee, *A Study of History* (London: Thames & Hudson, 1972) at 141-210。

⁶¹ たとえば、Lawrence James, *The Rise and Fall of the British Empire* (London: Abacus, 1994) 参照。

⁶² たとえば、Charles Willard Young, *The Next Ten Years in the Stock Market: Three Actuarial Studies of Cycles, Values, Markets; A Study of Mass Psychology in the Stock Market* (New York: Securities Cycle Research Corp., 1956) 参照。

⁶³ たとえば、2005年10月25日に開催された、文化的表現の多様性の保護及び促進に

る。⁶⁴ 時間そのもののさえ、このようなサイクルをたどるとも考えられる。⁶⁵ 同様のパターンは、歴史一般に対するわれわれの認識をも支配している。そのため歴史家ラインハルト・コゼレックは、歴史の進行を線形的 (進化, evolution) でありまた循環的 (革命, revolution) でもあると論じた。彼は時間層に関する理論において、「歴史 (history)」の語源が「学び取ったことを物語ることにより経験し学ぶこと」を意味するギリシア語にあることを示すことで、この対立を乗り越えようとした。⁶⁶ 我々の歴史認識がこのようなパターンに則っているとしたら、科学の中に同様のパターンが発見されることはまったく驚くにあたらないだろう。トマス・クーンは、科学的発見と科学の発展のパターンを論じた記念碑的名著『科学革命の構造』において、パラダイム・シフト概念で同様のパターンを表した。⁶⁷ 彼は、「パラダイムは認識自体の前提条件である」、あるいは「(人が見るものは) 実際に目にしているものと、それまでの視覚 - 観念経験の双方に規定される」として、パラダイム概念を認識と密接に関連付ける。⁶⁸

関する会議 (UNESCO会議) の前文7を参照: UNESCO Doc. No. CLT-2005/ Convention Diversite-Cult. Rev.: <http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001429/142919e.pdf> にて入手可能。この中では、「文化が時間及び空間を超えて多様な形態をとり、並びにこのような多様性が個性の独自性及び複数性並びに人間性を構成する人民及び社会の文化的表現に具現されている (…)」としている。

⁶⁴ たとえば、以下を参照: Richard Wilhelm, trans., *I Ging: Das Buch der Wandlungen* (Düsseldorf: E. Diederichs, 1970); Allen Mandelbaum, transl., *The Metamorphoses of Ovid: A New Verse Translation*, 1st ed. (New York: Harcourt Brace, 1993); Stephen J. Puetz, *The Unified Cycle Theory: How Cycles Dominate the Structure of the Universe and Influence Life on Earth* (Denver: Outskirts, 2009)。

⁶⁵ たとえば、Roger Penrose, *Cycles of Time: An Extraordinary New View of the Universe* (London: Bodley Head, 2010) 参照。

⁶⁶ Reinhard Koselleck, *Zeitschichten: Studien zur Historik* (Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 2000)、主に “Wenn im folgenden versucht wird, geschichtliche Befunde durch zeitschichtentheoretische Angebote aufzuschlüsseln, so deshalb, um die Opposition von linear und kreisläufig zu unterlaufen” と論じる20を参照。

⁶⁷ たとえば、Thomas S. Kuhn. *The Structure of Scientific Revolutions*, 3rd. ed. (Chicago: The University of Chicago Press, 1996) 参照。

⁶⁸ 同上、113。

これらの例は全て、変化、およびその加速についての我々の認識が、基本的な問題の所在であることを示している。パラダイム・シフトは、問題が複雑になりすぎ、もはや解決策が見出せない時に起こる。この点につきアーヴィン・ラズロは、パラダイム・シフトの前には常に、新たな理論を要するような不調和が頻発すると論じる：

完全統一理論によって我々は、原子であれ銀河であれ、ネズミであれヒトであれ、この宇宙と時間のうちに存在するおよそあらゆるものの本質を理解するようになるだろう。我々は、我々自身と世界についての包括的で科学的な視野を手にすることになる。この加速する変化と悪化する失見当識の中で、何よりも必要とされる視野を。⁶⁹

つまり、我々の時間認識や歴史認識のみならず、科学さえもがこうした変化からの影響を蒙る。それゆえ、法や政策形成にこうしたパターンが存在するとしても、何ら驚くべきことではない。法の領域における難問についてはすでに見た。⁷⁰ ラインハルト・コゼレックも、同様のことを以下のように述べている：

法が法として認められるためには、反復適用可能性を備えていなければならない。(…)理論的には、法の歴史は本質的に、その反復適用可能性に規定されると同時に依存していることを忘れてはならない。それゆえ法の歴史においては、法に関する出来事ではなく、法の有効期限や持続期間、その他の構造こそが主題となる。⁷¹

⁶⁹ Ervin Laszlo, *Science and the Akashic Field: An Integral Theory of Everything*, 2nd ed. (Rochester: Inner Traditions, 2007) at 4 参照 (本文中のイタリックは著者)。

⁷⁰ 上記注12 Mark L. Johnson, “Mind, Metaphor, Law”, (2006) 58 *Mercer Law Review* 845 at 845 の引用参照。

⁷¹ Reinhard Koselleck, *Zeitschichten: Studien zur Historik* (Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 2000) at 352-353 (“Recht ist, um Recht zu sein, auf seine wiederholte Anwendbarkeit angewiesen. [...] Theoretisch ist also festzuhalten, daß die Geschichte des Rechtes, auch aller einzelnen Rechtsbestimmungen, unter Wiederholungszwang stehend auf wiederholte

グローバルな平和や安全保障であれ、地域環境政策であれ、この影響から逃れられる政策領域は存在しない。なによりも、公的活動を行う公権力と、それらの対象となり恩恵を受ける私的個人の双方が、この変化と拡大する複雑性によって深刻な困難に直面することになる。矛盾するようではあるが、科学技術の発展は物事を単純化して幸福を目指す上での困難を緩和してくれる一方、物事を複雑化させ不調和を産むこともある。次節では、公共政策領域において生じる不調和の幾つかを取り上げよう。

3. 国際法秩序における現状の不調和と新たなパラダイム・シフト

パラダイム・シフトは不調和が発生しているときにこそ起こるし、また最も必要とされる。これは21世紀初頭のこんにちにおいても真実だ。現在、科学界は「ニュートン的な機械的世界観からアインシュタイン的な相対的世界観への根本的転換に匹敵する、再度のパラダイム・シフト」に直面しているといわれる。⁷² 公共政策と公的規制の領域において生じている困難を列挙すれば、長大なリストが出来上がる。グローバルに見て、1945年に国連憲章が支配的法枠組みを打ち立てて以来、国際紛争や安全保障と平和を害する脅威は絶えることがない。実際、『国連ミレニアム宣言』は、決して止むことのない平和と安全保障への脅威、世界的な貧困拡大と環境悪化、恒常的な国際人権基準違反など、不調和の要約にさえ見える。⁷³ 国連傘下の多様な専門機関と世界貿易機関(WTO)の間の制度的断片化からとりわけ影響を受けた、政治的機関と経済的機関の間に古くからある角逐⁷⁴は、国際的法秩序の効率性と正当性を害し続けている。そのほかいわゆる「貿易リンケージ論争(trade linkage debate)」に見られるように、貿易通商

Anwendung angewiesen ist und damit längere Fristen bzw. relative Dauer thematisiert, wenn man so will, Strukturen und nicht Ereignisse.”(翻訳は著者)。

⁷² 上記注69 Laszlo, at 16 参照。

⁷³ United Nations, General Assembly Resolution, *United Nations Millennium Declaration*, UN Doc. /RES/55/2 (September 18, 2000)、<http://www.undp.org/mdg/> にて入手可能。

⁷⁴ Rostam J. Neuwirth, *The Cultural Industries in International Trade Law: Insights from the NAFTA, the WTO, and the EU* (Hamburg: Dr. Kovač, 2006) at 83-102 参照。

機関においても、多様な政治的、社会的、環境的、文化的目的は、相互に衝突するといえる。⁷⁵

国際公法と国際私法の分離は、さらに多くの問題を引き起こす。⁷⁶ 多くの場合、問題の原因は、私人と、主に国家や国際機関などの国際公法の対象との法的関係が、十分調整されていないことにある。国際法における公 - 私の関係、とりわけ私人の法的地位については、法とガバナンスの両面において、引き続き注意を払っていかなければならない。⁷⁷ より具体的には、グローバル市場における消費者の権利の問題がこれに当たる。そこでは個人に対しても義務や禁止規定を課す国際法規範が増殖しつつあるにもかかわらず、個人に対する国際法上の適切な救済はまったく不十分である。

この調整不足は、国際法の断片化によってもたらされていると同時に、更なる断片化をも生み出している。⁷⁸ 同様に、進行する断片化は、法規範

のみならず国際機関の増殖に起因すると同時に、これらを推し進める要因ともなっている。⁷⁹ 簡単にいえば、グローバル・ガバナンスを覆う問題と、こんにちの法領域に生じている不調和総体に共通する特徴は、一貫性 (coherence) の欠如である。一般に、国際法の文脈における一貫性の定義は、紛争の不在と、国際機関が効率的に協調するための「活動上の不要な重複回避」だ。⁸⁰ 一貫性はグローバル・ガバナンス論争においても重要な概念だが、グローバルな法体系を改革するための努力は、世界がこんにち直面する困難に適合的な形ではいまだ実施されていない。⁸¹ この理由は、物理学における「自然法則 (natural law)」によって例証されよう。一般に、物理学におけるコヒーレンス (coherence: 干渉性) は、「位相に一定の差異がある波によって作られる光」を表しており、「プロセスとリズムが調和している一定の位相関係」を意味する。⁸² これは法領域における一貫性 (consistency) や紛争の不在と同等のものと考えられる。⁸³ しかし最近、物理学におけるコヒーレンスは以下のように意味を拡張している:

「コヒーレンス」は、原子、有機体、銀河など、あらゆるシステムの部分または要素間の即時的な相互関係を意味する。コヒーレンスのシス

⁷⁵ たとえば、Frank J. Garcia, “Trade and Justice: Linking the Trade Linkage Debates”, (1998) 19 U. Pa. J. Int’l Econ. L. 391 参照。

⁷⁶ たとえば、Rostam J. Neuwirth, “International Law and the Public/Private Law Distinction”, (2000) 55 *Austrian Journal of Public & International Law Review* 393 参照。

⁷⁷ たとえば、以下を参照: Christoph Knill & Dirk Lehmkuhl, “Private Actors and the State: Internationalization and Changing Patterns of Governance”, (2002) 15 *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions* 41; and Rolf Schwartmann, *Private im Wirtschaftsvölkerrecht* (Tübingen: Mohr Siebeck, 2005)。

⁷⁸ 2006年の国際法委員会 (ILC) 第58回総会において採択され、この総会をまとめた委員会報告の一部として国連総会に提出された、International Law Commission (ILC), *Conclusions of the work of the Study Group on the Fragmentation of International Law: Difficulties arising from the Diversification and Expansion of International Law* (A/61/10, para. 251)、および国際法委員会第54回総会 (2002年4月29日～6月7日、7月22日～8月16日) の報告書、International Law Commission (ILC), *Chapter IX: Fragmentation of international law: difficulties arising from the diversification and expansion of international law in United Nations*, UN Doc. A/57/10。また、以下もあわせて参照: Pierre-Marie Dupuy, “A Doctrinal Debate in the Globalisation Era: On the “Fragmentation” of International Law”, (2007) 1 *European Journal of Legal Studies* 1; Gerhard Hafner, “Pros and Cons Ensuing from Fragmentation of International Law”, (2004) 25 *Michigan Journal of International Law* 849。

⁷⁹ たとえば、Cesare P. R. Romano, ‘The Proliferation of International Judicial Bodies: The Pieces of the Puzzle’ (1999) 31 *New York University Journal of International Law and Politics* 709 参照。

⁸⁰ ハヴァナ憲章第86条; UN Conference on Trade and Employment, *Havana Charter for an International Trade Organization and Final Act and Related Documents* (Havana November 21, 1947 to March 24, 1948), UN Doc ICITO/1/4/1948 [Havana Charter] 参照。

⁸¹ 以下を参照: 上記注49 the United Nations High Level Panel on Coherence, *Delivering as one: Report of the High-level Panel on United Nations System-wide Coherence in the Areas of Development, Humanitarian Assistance and the Environment*; 上記注50 Sutherland Peter, et al (eds.), *The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New Millennium*。

⁸² 上記注69 Laszlo, at 25 参照。

⁸³ “*les juristes s’interrogent souvent sur la cohésion du système et par-là sur l’opportunité d’aller plus loin dans la recherche d’une homogénéité et d’une hiérarchie normative dans l’organisation du commerce mondial*” と論じる、Emmanuel Roucouas, “Engagements parallèles et contradictoires” (1987) 206 *Rec. des Cours* 9 at 246 参照。

テムの各部分は全て極めて密接に関連しているため、ある部分に起こったことは他の部分にも起こる。⁸⁴

このような即時的相互関係は、原子、有機体、銀河にとって重要であるのみならず、こんにち、その激しさを日々増しながら、グローバル情報社会が直面しているものでもある。ワシントン D.C. にあるメディアに関する博物館 ニュージウム (Newseum) には次のように書かれた展示がある：

ニュースの収集・報道にとって、スピードは常に第1の関心事でした。時代が変わってもニュースの本質はほとんど変わりません。変わったのは、ニュースが旅するスピードです。初期の電話には交換手が必要でした。ダイヤル式電話やプッシュ式電話によって直接により素早く電話が繋がるようになりました。現代の携帯電話によってレポーターは自由に移動できるようになりました。ニュースは技術が可能とする限界の速度で旅するのです。⁸⁵

新たな技術、特にインターネットは、ニュースの速報性を更に高めた。現代の技術は、60年以上前のジョージ・オーウェルの予測を実現し、更にそれを超えることを実現している。1948年、彼は新たなメディアとそのインパクトについて次のように書いた：

印刷の発明は世論操作をさらに容易にし、映画とラジオがそのプロセスを更に推し進めた。テレビの開発と技術発展により、ひとつの機器が受信と送信を同時に行うようになり、プライベートな生活は消滅した。⁸⁶

この文章は、新たなテクノロジーが人々の生活や世界にもたらした劇的

グローカリゼーションを統御する：「マインド・ザ・チェンジ」あるいは「チェンジ・ザ・マインド」？ (ノイヴィルト)

な変化を良く表している。ここで明白に意識されているのは、変化とそれがもたらす不調和だ。こうした変化が意識されるようになったのは、我々自身の精神が変化し新たな理解が創出されたためだ。そうすることでしか、現在、そして近い将来、世界が直面する問題に適切に対処し得る新たな構造とプロセスを実現することはできないのである。

Ⅲ. グローカリゼーションがもたらす難問への対応： チェンジ・ザ・マインド！

1. 技術革新から見た変化と一貫性

本稿ではここまで、加速する変化の認識がグローバル・ガヴァナンス論争に与える影響を評価するとともに、あらゆるレベルで起こっている「変化を氣にかける (マインド・ザ・チェンジ)」べきか否かという問いへの答えを探ってきた。そこでいくつかの矛盾語法を取り上げ、その内容とそこに示される緊張についての分析を行った。こうした矛盾語法の使用や成り立ちは、グローバルな法や政策形成の領域が直面する膨大な不調和に対処するために、観念レベルにおいて踏み出された最初の一步と考えられる。そこでは、断片化が深刻な問題となっており、一貫性 (coherence)こそがジレンマを抜け出すための手段となる。したがってここからは、今後直面する困難に適切に対応するための、新たなガヴァナンス様式を検討していきたい。

古い諺にあるように、問題は根元、つまりその原因に踏み込まなければならない。法的アプローチに関して、私は以前次のような見方を示した：法は、それ自体は記憶術のようなものであって、その規範性は精神 (mind) に依拠する。⁸⁷ このような見方からは、少なくとも2つの主張が導かれる。第1に、規範的言説を構成するインスピレーションは、究極的には精神に根ざしている。第2に、法は、過去の集合的経験に基づいて適用された法

⁸⁴ 上記注69 Laszlo, at 25 参照。

⁸⁵ Newseum, 555 Pennsylvania Ave., N.W., Washington, DC 20001, (August 1, 2010), <http://www.newseum.org/>。

⁸⁶ George Orwell, *Nineteen Eighty-Four* (London: Penguin Books, 2000) at 185。

⁸⁷ Rostam J. Neuwirth, “Law as Mnemonics: The Mind as the Prime Source of Normativity” (2008) 2 *European Journal of Legal Studies* 143-182, <http://www.ejls.eu/4/55UK.pdf> にて入手可能。

規範（解釈論：de lege lata）としては記憶術の筋立てと見ることができ、また将来採られるべき立法行為に関する政策論議の指針（立法論：de lege ferenda）としては記憶術の仕掛けと見ることができる。他方で、精神は認識の拠り所でもある。加速する変化の認識はそれゆえ、精神とも密接に関連しているのであって、ここでも問題への対処はその原因に対して為されるべきことが示される。もうひとつ考慮すべきは、情報社会が現実の脱物質化、あるいは現実からいわゆる「仮想現実（virtual reality）」への転換に特徴付けられる、ということだ。この転換プロセスは、コンピューター化とデジタル化という新技術の登場に支えられている。ここで人類の進化と技術の発達が結びつくのは興味深い。この結びつきにおいても、精神は2つの領域をつなぐ交換機として重要な役割を持つ。「工作するヒト（homo faber）」の概念に見られるように、技術革新の源泉である人間の好奇心は、人間の秘められた能力と多様な形で結びついているようだ。いい換えれば、鳥が飛ぶための翼を持ち、魚が泳ぐためのヒレを持つのは異なり、人間は何の道具も生まれ持ってはいないが、望ましい能力を手に入れるべく、技術を通して秘められた可能性を実現する精神を持っているのである。近年科学において徐々に受容されつつある人間のテレパシー能力⁸⁸にあたるものを実現した無線通信の発明は、その一例だ。

端的に言えば、精神を変革し、精神が活動する観念レベルを視野に入れるよう、ガヴァナンス論争を方向付ける必要があることを示す事例は、十分に存在するということだ。この文脈から、改めて法と技術の関係を注意深く検討し規定しなおす必要がある。

2. 法と技術：有効な対処法の形成

先述のように、現在進行している国際法と政策形成の断片化によって、諸活動の不要な重複、さらには最も基本的な人権の実現に対する障害までもが生じている。この断片化は、国際機関の増殖によってグローバルに助長されている。200以上の（擬似）主権的な法管轄が存在する世界におい

⁸⁸ たとえば、Dean I. Radin, *The Noetic Universe: The Scientific Evidence for Psychic Phenomena* (London: Transworld Publishers, 2009) 参照。

ては、同様のプロセスは一国内でも地方においても進行しており、むしろその傾向はより顕著でさえある。国民国家の登場と結びついて進行したこの分裂状況は、相互関連性と相互依存性に特徴付けられるこんにちのグローバル化する世界に、ますます多くの問題を投げかけている。複数の国を訪問する旅行者は、その各々で有効なヴィザを得なければならないし、期せずして自国の外交代表部や領事館のない町に住むことになった者は、多大な困難を経験する。物品の自由な移動、国際為替移動、国際標準、安全などを法と規制が管理しているはずの国際商取引においても、事情は変わらない。必要とされる行政手続きやお役所仕事の量はため息が漏れるほどで、ときに絶望を誘う。地方や国のレベルも似たり寄ったりで、過剰な官僚活動から逃れることは出来ない。グローバルなレベルと、国や地方のレベルとの違いは、後者においては行政の機能不全の際に受けられる救済措置がより強力かつ適切だという点だけだ。しかしながら、グローバルな商取引、国際取引、e-コマース・サービスの利用が拡大するこんにち、その区別は曖昧になりつつある。より協調的な行動、新たなガヴァナンス様式、新たな法思考が必要となっているのである。

そんな中で、精神における観念的变化の第1歩はまずゲシュタルト理論からもたらされるかもしれない。⁸⁹ この理論は基本的に、以下のような主張に立脚している：あらゆる存在について個々の構成要素を認知すると、個々の要素の総和に加えそれ以外の新たな何か（「ゲシュタルト（形態：shape）」と呼ばれる）が認知される。そのためゲシュタルト理論は、全体は部分の総和よりも大きい、という基本原則を提示する。例えばクリスチャン・フォン・エーレンフェルスは、このアプローチに基づいて、12の音が配列されるとそれはもはや単なる12の別個の音の連なりではなくメロディを作り出す、と述べる。⁹⁰ この原則は、「全体の一体性が高く部分の多様性が大きいほど高次のゲシュタルトとなる」という、ゲシュタルトの別

⁸⁹ ゲシュタルト理論については、Barry Smith, ed., *The Foundations of Gestalt Theory* (Wien: Philosophia Verlag, 1988) 参照。

⁹⁰ Christian von Ehrenfels, “On ‘Gestalt Qualities’”, in Barry Smith, *The Foundations of Gestalt Theory* (Wien: Philosophia, 1988) 82 at 90 参照。

の性質をも示唆する。⁹¹ このようにゲシュタルト理論は、個々の構成要素と、その総体から生じるゲシュタルトの双方を視野に入れる、新たな認知様式を示している。これをガヴァナンスの領域に適用するならば、理想的な公共政策形成は、市民一人の利益と、社会全体、すなわち政体を構成する全市民の利益の間に、適切なバランスを見出すものでなければならないといえる。

ガヴァナンスを通してそのようなバランスを実現することは、新たに開発された技術には、その影響に見合うチェック・アンド・バランスのメカニズムを必ず併存させる、ということだ。いい換えれば、技術が切り開いた新たな可能性は、ガヴァナンスの領域においても活用されなければならないが、しかし同時に、それによる危険に対して相応の抑制措置をとらなければならないのである。

多くの国の行政が、電子政府サービスやe-ガヴァナンスといったかたちで、この方向に進んでいる。市民がオンラインで申請用紙をダウンロードしたり申請を提出し、その費用をクレジットカードや銀行カードで支払うといったことは、もはや珍しくない。とはいえ、収入印紙を用いた時代が遠く過ぎ去ったわけではなく、それが完全に消え去ることもないだろう。国の行政においては、効率的で省コストな市民の立場に立った行政サービスの供給を阻む、あからさまな両立不能性や不合理さえもが存在している。欧州連合の、主たる目的のひとつであった欧州大の市場創出をめぐる経験は、そのような両立不能性が超国家レベルにおいてはいまだ深刻かつ複雑であることを示している。

グローバルに見れば、状況はさらに深刻で、多様なケースがある。第1に、国際法の主体は国家と国際機関に限られており、真にグローバルな行政主体はいまだ存在しない。第2に、移民やヴィザ発給、税申告、証明書発行など、国際行政サービスが必要となる場では、関係国の行政がそれらの業務を担っている。複数の関係国の行政が関与する場合には、相互のコミュニケーションは全く不足しており非効率であって、しかもその原因は言語上の問題に限られない。グローカリズムが示すように、グローバルな事柄とローカルな事柄がますます重なり合うことで多くの困難がもた

⁹¹ 同上、123。

らされており、それに見合った対処法が強く必要とされている。グローバルなレベルとローカルなレベルを同時に効率よく調整する手続きや制度が必要なのだ。より具体的には、まず法と規制を管轄執行するとともに、市民や公務員に適切な情報を供給する、統合的な政策形成システムを立ち上げる必要がある。これは一貫性を増大させる上でも必要だ。情報が決定的に重要だということは、物理学が以下のように述べていることから明らかだ:

我々の多くは、情報とは単なるデータあるいは知識に過ぎないと考えている。しかし情報とはこれよりはるかに深遠なものだ。物理学者や生命科学者は、情報が個々の人々の精神、さらには全ての個人をもはるかに超えるものだという事実を見出しつつある。それは物理的、生物的本質に関わるものだ。大物理学者デイヴィッド・ボームはそれを、受容者を「作り出す (form)」プロセスとして「in-formation」と呼んだ。⁹²

この記述は、証明書、免許証、許認可等に見られるように、公行政へのアクセスという意味での「in-formation」が当事者たる市民を「作り出す」法領域に、よく適合する。言い換えれば、グローバル情報社会は、こうした出来事の本質的な性質やそこからもたらされる困難に見合う手段によって、それらを統御する方法を見出さねばならないのである。

3. e-ガヴァナンスとゲシュタルト理論: 適応反応

e-ガヴァナンスはより良いガヴァナンスを実現する手段といえる。それは、「より良いガヴァナンスのために、情報・通信・輸送技術、特にインターネットを活用すること」と定義されている。⁹³ マカオ特別行政区のコンピューター行政システムによる受付番号発行は、市民業務の取り扱い

⁹² 上記注69 Laszlo, at 13 参照。

⁹³ たとえば、Organization for Economic Co-operation and Development (OECD), *The e-Government Imperative: Main Findings*, OECD Policy Briefs (2003) at 1 参照。
<http://www.oecd.org/dataoecd/60/60/2502539.pdf> で入手可能。

について単純ではあるが有効な一例といえる。入り口で受付番号を受け取ると、コンピューターが窓口対応までの待ち時間を教えてくれる。これにより、順番待ちの行列や人混みを避けることができる。また公行政プロセスのガバナンスの例としては、オーストリア連邦政府が運用している連邦電子文書管理システム⁹⁴が参考になる。オーストリア連邦の省庁は、2004年から包括的e-ガヴァメント戦略の一環として、このシステムを用いて文書を電子的に作成、管理、編集している。かつての紙の文書システムと比較して、電子文書管理は単に紙の節約になるだけでなく、複数のユーザーが同時にひとつの文書にアクセスできるという利点がある。このため、初めに管理者は、対象領域それぞれで異なる関係者向けの文書アクセス・パスを設定する。場合によっては、関係者は複数省庁にまたがることもある。これは単にプロセスのスピード・アップにつながるだけでなく、(各段階で文書の改変記録が電子的に作成されるため) 文書の誤用や改変を防ぐのにも役立つ。何よりも、各省庁の関係者が付けたコメントが主務官庁に伝わることで、政策的一貫性が高められる。たとえば、環境省や文化省の関心が商務省の行政プロセスに反映される、といった具合に。またこれによって、法的関心を高め、政治的関心を経済的監視やその他の社会的関心と統合していくことができる。しかしながら、こうした新たなガバナンス様式は、新たな脅威をも生み出す。たとえば、(コンピューター管理者による) 誤使用、情報流出、システム不良によるデータ改変などに対する適切な予防措置が必要だ。システムの効率性と信頼性を担保する十分なチェックとコントロールが不可欠なのだ。

IV. GEOLAWーグローバル電子法行政ウェブ

本稿の結論を述べる前に、より統合的で一貫性の高いグローバル・ガバナンス様式によってグローバル・レベルとローカル・レベルを効率

⁹⁴ オーストリア連邦政府のホームページ、*Der elektronische Akt* 参照。http://www.digitales.oesterreich.gv.at/site/5286/DesktopDefault.aspx?tabid=5286 にて閲覧可能；また Brigitte Barotanyi, “e-Recht – Law Making in a Contemporary Way (2007) 1 Masaryk U. J.L. & Tech. 355 も参照。

的に結びつけるためのガバナンス・メカニズムについて、簡潔にまとめておくのが良からう。この目的のため、本稿では「GEOLAW (グローバル電子法行政ウェブ: GLOBAL ELECTRONICALLY OPERATED LAW ADMINISTRATION WEB)」とでも呼ぶべき、法情報システムの構築を提言する。国際共同体を形成する国際機関や各国は、インターネット検索エンジンや類似のサービスの参考に、以下のような条件を満たすグローバルなネットワーク構築を目指すべきだ:

- ・市民および公務員が自由にアクセスできる、国際レベル(協定、条約等)および地域や国レベル(超国家規制、国内法等)を含む、施行中の法のデータベース構築。
- ・国および国際機関の双方が同時に情報を交換し、さまざまな立法提案やそれと同等の法的意義を持つ活動につきコメントを付けられるような、グローバルな公行政向けの電子文書システムの構築。例えばこれは、ドーハ・ラウンドの結論、気候変動に関する首脳会合、G 20の金融制度改革など、多様な国際的立法努力に関わる交渉において、情報交換のためのツールとなる。電子文書システムの利点は、関係者全てが常時同時に世界の他の場所で進んでいる事柄についての情報を得られ、直接・間接の影響を蒙る場合には即座に行動を起こせることにある。そのようなシステムがあれば、問題となっている事柄の内容や範囲に応じて、世界各地においてさまざまな構成で開催しなければならない準備会合を、大幅に削減することができる。しかし問題によっては、地方、国、地域レベルで解決が着くものもあれば、可能な限り広範な参加が必要なものもあるため、このシステムには十分な柔軟性が求められる。
- ・個人の要求に応じた適切なサービスの提供。ただ、システムを私人に適用できるよう拡張するには、現行の国際法秩序を支える法構造を劇的に変化させ、私人の役割を強化して国際法の主体として認めることが不可欠だ。具体的適用領域は、単純なヴィザ申請や基本的人権侵害(疑惑)から、深海底の原油試掘許可など、多岐にわたる。より一

一般的には、グローバル・レベルにおける私人の権利と、国際法が直接・間接に私人に課す義務の増加の間のバランスを取る必要がある。

3点目で触れられているように、このようなグローバルな文書システムの構築には、それに見合ったグローバルな法秩序と制度枠組みが必要になる。例えば、国連総会を基本モデルとする、民主的に選出されたグローバルな熟議フォーラムを補完するため、グローバル・オンブズマンのようなシステムを制度に組み込む必要があるだろう。⁹⁵ このシステムはまた、強力で公正なグローバル司法制度の下に、権力分立、チェック・アンド・バランス、行政の誤動作や機能不全に対する適切な法的救済などを実現する枠組みを提供するものでなければならない。

V. 結論

簡潔にまとめるならば、20世紀は国際共同体を構成する全ての者に劇的な変化をもたらした。こうした変化を引き起こしたのは、情報・通信・輸送（ICT）分野における技術革新だった。こうした技術革新が創造的な観念の形成とその実現によって可能になったのみならず、技術革新が新たな観念や現実認識の変容をもたらしたという側面がある。このダイナミックで逆説的なプロセスは、グローバルな情報社会におけるガヴァナンスに通底するもので、しばしば矛盾語法や逆説表現によって表わされる。本稿では、グローカリゼーション、フラグメグレーション、シンプレキシティという3つの矛盾語法を用いて、こんにちと将来におけるグローバルな事象のガヴァナンスが抱える問題の特徴を示した。こうした困難に立ち向かうため、本稿では規範性の源泉としての精神（mind）に焦点を合わせた。精神の役割の重要性は、本稿のタイトルにある2つの問い、「マインド・ザ・チェンジ」と、「チェンジ・ザ・マインド」にも表れている。

精神のレベルを論じることは、問題はその根本に踏み込むべし、とい

う古い諺にも沿っている。精神こそが、加速する変化の認識を生み出している、認識自体のありどころなのだ。新たな「仮想的」現実の形成に向けて進む現実の脱物質化は、現実が常に作り出され続けているものだということを示している。究極的にいえば、精神をグローバル・ガヴァナンスに関する言説の出発点とすることの是非は、物理学、宇宙論、生物学、意識研究によって見出された最新の知見によっても支持されている。⁹⁶ 将来の研究と技術発展は、人間存在の魅惑的な側面の解明のみならず、一般的なパラダイム・シフトの必要をも明らかにするだろう。大局的に見て、我々の生存とエコ・システムの均衡を脅かす数多くの不調和からも、パラダイム・シフトの必要性は明らかだ。このパラダイム・シフトには、諸科学の統合が不可欠だろう。ゲシュタルト理論について見たように、不適切にも「自然科学（あるいはハード・サイエンス）」と「社会科学（あるいはソフト・サイエンス）」として区別されているものの間には、驚くべく共通性がある。

それゆえ本稿の初めに示した問いへの答えは、「イエス」である。我々は「変化を気にかける（マインド・ザ・チェンジ）」べきだし、膨大な変化と認識の加速に対処するため「精神のありようを変える（チェンジ・ザ・マインド）」べきなのだ。ガヴァナンスに関していえば、変化によってもたらされる困難に対しては、グローバルな事象のガヴァナンスを電子的な手段で行う（e-ガヴァナンス）といった、適切かつ妥当な対処法を作り上げることがひとつの選択肢になる。そのような対処法の概要は、「GEOLAW（GLOBAL ELECTRONICALLY OPERATED LAW ADMINISTRATION WEB）」の構築提言の中で示した。このようなプロジェクトは、既存のe-ガヴァナンス戦略に立脚しつつ、それを大幅に発展させ、細部まで作り上げる必要がある。これは新たな様式のグローバル・ガヴァナンスという全体論的観念を実現するための推進力となるだろう。不調和や逆説の中に示されているグローバル・ガヴァナンスの難問を解決していくには、加速する変化の認識に対応した新たな思考様式が必要だ。これは、結果志向からプロセス志向へと転換する、あるいは両者を組み合わせることで得られるだろう。そのような思考様式の下では、脱規制と規制あるいは調和と統合といった多様な規

⁹⁵ この着想について例えば、Peter Gjerloeff Bonnor, “The European Ombudsman: A Novel Source of Soft Law in the European Union”, (2000) 25 *European Law Review* 39 参照。

⁹⁶ 上記注69 Laszlo, at 59-60 参照。

制手法は、もはや対立するものという静的な捉え方をされず、その社会が直面する困難に適合的な対処法として結合される。「対立するものは相補的である (contraria sunt complementa)」というラテン語の古い格言が、法と政策形成の一貫性を高める上で大いに役立つだろう。これはつまり、矛盾とは精神によって作り出されるものにほかならず、それゆえ一貫性も精神のレベルにおいてのみ得られるものであるためだ。グローバル情報社会の将来にわたる持続的で豊かな発展に向け、一貫性やその相補物としての矛盾という認識が、精神のレベルから生み出されなければならないのである。

参考文献

- Ackerly, Brooke & Vandenbergh, Michael P., “Climate Change Justice: The Challenge for Global Governance”, (2008) 20 Geo. Int’l Envtl. L. Rev. 553.
- Aginam, Obijiofor, “Globalization of Infectious Diseases, International Law and the World Health Organization: Opportunities for Synergy in Global Governance of Epidemics”, (2004) 11 New Eng. J. Int’l & Comp. L. 59.
- Aman, Alfred C., “The Globalizing State: A Future-Oriented Perspective on the Public/Private Distinction, Federalism, and Democracy”, (1998) 31 *Vanderbilt Journal of Transnational Law* 769.
- Asimov, Isaac, “My Own View”, in R. Holdstock, ed., *The Encyclopedia of Science Fiction* (London: Octopus, 1978) 5.
- Austrian Federal Government, *Der elektronische Akt*, available at: <http://www.digitales.oesterreich.gv.at/site/5286/DesktopDefault.aspx?tabid=5286>.
- Barotanyi, Brigitte, “e-Recht – Law Making in a Contemporary Way (2007) 1 Masaryk U. J.L. & Tech. 355.
- Beaulac, Stéphane, “The Westphalian Model in Defining International Law: Challenging the Myth”, (2004) 9 *Australian Journal of History of Law* 181.
- Bonnor, Peter Gjerloeff, “The European Ombudsman: A Novel Source of Soft Law in the European Union”, (2000) 25 *European Law Review* 39.
- Bourgeois, Jacques H.J., “‘Subsidiarity’ in the WTO Context from a Legal Perspective”, in Marco Bronckers & Reinhard Quick eds., *New Directions in International Economic Law: Essays in Honour of John Jackson* (The Hague: Kluwer Law International, 2000) 35.

- Boyne, George A., “Public and Private Management: What’s the Difference?”, (2002) 39 *Journal of Management Studies* 97.
- Broadhead, Lee-Anne, “Commissioning Consent: Globalization and Global Governance”, (1995-1996) 51 Int’l J. 651.
- Carruthers, Peter, Laurence, Stephen & Stich, Stephen, *The Innate Mind: Foundations and the Future* (Oxford: Oxford University Press, 2008).
- Castells, Manuel, “Governance and Global Politics”, (2005) 38 *Political Science and Politics* 9.
- Charnovitz, Steve, “The Emergence of Democratic Participation in Global Governance (Paris, 1919)”, (2003) 10 Ind. J. Global Leg. Stud. 45.
- Driesen, David M., “Linkage and Multilevel Governance”, (2008-2009) 19 Duke J. Comp. & Int’l L. 389.
- Dupuy, Pierre-Marie, “A Doctrinal Debate in the Globalisation Era: On the “Fragmentation” of International Law”, (2007) 1 *European Journal of Legal Studies* 1.
- Ehrenfels, Christian von, “On ‘Gestalt Qualities’”, in Barry Smith, *The Foundations of Gestalt Theory* (Wien: Philosophia, 1988) 82.
- Einstein, Albert, *Relativity: The Special and General Theory* (New York: H. Holt and Company, 1920).
- Finkelstein, Lawrence S., “What is Global Governance?”, (1995) 1 *Global Governance* 367.
- Fukuyama, Francis, *The End of History and the Last Man* (New York: Avon Books, 1992).
- G20, *Declaration on Strengthening the System* (April 2, 2009), available at: http://www.g20.org/Documents/Fin_Deps_Fin_Reg_Annex_020409_-_1615_final.pdf.
- G20, Leaders Statement, *The Global Plan for Recovery and Reform* (April 2, 2009), available at: <http://www.g20.org/Documents/final-communique.pdf>.
- Garcia, Frank J., “Trade and Justice: Linking the Trade Linkage Debates”, (1998) 19 U. Pa. J. Int’l Econ. L. 391.
- Greig, J. Michael, “The End of Geography? Globalization, Communications, and Culture in the International System”, (2002) 46 *Journal of Conflict Resolution* 225.
- Gu, Jing & Humphrey, John & Messner, Dirk, “Global Governance and Developing Countries: The Implications of the Rise of China”, (2008) 36 *World Development* 274.
- Gunther Teubner, “‘Global Bukowina’: Legal Pluralism in the World Society”, in Gunther Teubner, ed., *Global Law without a State* (Aldershot: Dartmouth, 1994) 3.
- Guzman, Andrew T., “Global Governance and the WTO”, (2008) 45 Harv. Int’l L.J. 303.
- Hafner, Gerhard, “Pros and Cons Ensuing from Fragmentation of International Law”, (2004) 25 *Michigan Journal of International Law* 849.

- Hettne, Bjorn, "The International Political Economy of Transformation", in Bjorn Hettne, ed., *International Political Economy – Understanding Global Disorder* (Halifax: Fernwood Books, 1995) 1.
- Howse, Robert & Nicolaidis, Kalypso, "Enhancing WTO Legitimacy: Constitutionalization or Global Subsidiarity", (2003) 16 *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions* 73.
- International Law Commission (ILC), *Conclusions of the work of the Study Group on the Fragmentation of International Law: Difficulties arising from the Diversification and Expansion of International Law*, adopted by the International Law Commission at its Fifty-eighth session, in 2006, and submitted to the General Assembly as a part of the Commission's report covering the work of that session (A/61/10, para. 251) and International Law Commission (ILC), *Chapter IX: Fragmentation of international law: difficulties arising from the diversification and expansion of international law in United Nations*, Report of the International Law Commission, General Assembly, 54th session, UN Doc. A/57/10 (April 29 until June 7 and July 22 until August 16, 2002).
- Jackson, John H., "Sovereignty, Subsidiarity, and separation of powers: The high-wire balancing act of globalization", in D. L. M. Kennedy & J. D. Southwick, eds., *The Political Economy of International Trade Law – Essays in Honour of Robert E. Hudec* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002) 13.
- James, Lawrence, *The Rise and Fall of the British Empire* (London: Abacus, 1994).
- Jayasuriya, Kanishka, "The Rule of Law in the Era of Globalization: Globalization, Law and the Transformation of Sovereignty: The Emergence of Global Regulatory Governance", (1999) 6 *Ind. J. Global Leg. Stud.* 425.
- Joffe, Paul L., "Current Issues in Public Policy: The Dwindling Margin for Error: The Realist Perspective on Global Governance and Global Warming", (2007) 5 *Rutgers J.L. & Pub. Pol'y* 89.
- Johannesburg Summit on Sustainable Development, *Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development*, available at: http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/WSSD_PlanImpl.pdf.
- Johnson, Mark L., "Mind, Metaphor, Law", (2006) 58 *Mercer Law Review* 845.
- Kahler, Miles & Lake, David A., "Governance in a Global Economy: Political Authority in Transition", (2004) 37 *Political Science and Politics* 409.
- Kennedy, David, "New Approaches to Comparative Law: Comparativism and International Governance", (1997) 1997 *Utah Law Review* 545.
- Kennedy, David, "The Mystery of Global Governance", (2008) 34 *Ohio Northern University Law Review* 827.
- Khagram, Sanjeev, "Possible Architectures of Global Governance: A Transnational Perspective/Prospective", (2006) 12 *Global Governance* 97.
- Kingsbury, Benedict et al., "Global Governance as Administration – National and Transnational Approaches to Global Administrative Law", (2005) 68 *Law & Contemp. Prob.* 1.
- Kluger, Jeffrey, *Simplexity: Why Simple Things Become Complex (and How Complex Things Can Be Simple)* (New York: Hyperion, 2008).
- Knill, Christoph & Lehmkuhl, Dirk, "Private Actors and the State: Internationalization and Changing Patterns of Governance", (2002) 15 *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions* 41.
- Kobrin, Stephen J., "Territoriality and the Governance of Cyberspace", (2001) 32 *Journal of International Business Studies* 687.
- Koselleck, Reinhard, *Zeitschichten: Studien zur Historik* (Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 2000).
- Krahmann, Elke, "National, Regional and Global Governance", (2003) 9 *Global Governance* 323.
- Kraska, James C., "Global and Going Nowhere: Sustainable Development, Global Governance & Liberal Democracy", (2006) 34 *Denv. J. Int'l L. & Pol'y* 247.
- Kuhn, Thomas S., *Die Struktur wissenschaftlicher Revolutionen*, 2nd ed. (Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 1976).
- Kuhn, Thomas S., *The Structure of Scientific Revolutions*, 3rd ed. (Chicago: The University of Chicago Press, 1996).
- Kysar, Douglas A., "The Role of Private Global Governance: Sustainable Development and Private Global Governance", (2005) 83 *Tex. L. Rev.* 2109.
- Laszlo, Ervin, *Science and the Akashic Field: An Integral Theory of Everything*, 2nd ed. (Rochester: Inner Traditions, 2007).
- Lauterpacht, Hersch, *Private Law Sources and Analogies of International Law* (London: Longmans, Green & Co, 1927).
- Lindseth, Peter L., "The Contradictions of Supranationalism: Administrative Governance and Constitutionalization in European Integration since the 1950s", (2003) 37 *Loy. L.A. L. Rev.* 363 (2003).
- Livermore, Michael A., "Authority and Legitimacy in Global Governance: Deliberation, Institutional Differentiation, and the Codex Alimentarius", (2006) 81 *N.Y.U.L. Rev.* 766.
- Machlup, Fritz, *The Production and Distribution of Knowledge in the United States* (Princeton: Princeton University Press, 1962).
- Mandel, Gregory, "Nanotechnology Governance", (2007-2008) 59 *Ala. L. Rev.* 1324.
- Mandelbaum, Allen, transl., *The Metamorphoses of Ovid: A New Verse Translation*, 1st ed. (New York: Harcourt Brace, 1993).

- Mansourn, Mark et al., “Regulating Biotechnology: Science, Ethics, Law and Governance Meet Head On in the Age of Informed Ignorance”, (2003) 21 Temp. Envtl. L. & Tech. J. 93.
- Melchor, O. Huerta, “Managing Change in OECD Governments: An Introductory Framework”, (2008) *OECD Working Papers on Public Governance*, No. 12, OECD.
- Meyer, William H. & Stefanova, Boyka, “Human Rights, the UN Global Compact, and Global Governance”, (2001) 34 Cornell Int’l L.J. 501.
- Milman-Sivan, Faina, “The Virtuous Cycle: A New Paradigm for Democratizing Global Governance through Deliberation”, (2009) 30 Comp. Lab. L. & Pol’y J. 801.
- Morais, Herbert V., “Globalization and Sovereignty: The Quest for International Standards: Global Governance vs Sovereignty”, (2002) 50 Kan. L. Rev. 779.
- Mueller, Milton & Mathiason, John & Klein, Hans, “The Internet and Global Governance: Principles and Norms for a New Regime”, (2007) 13 *Global Governance* 237.
- Neuwirth, Rostam J., “International Law and the Public/Private Law Distinction” (2000) 55 *Austrian Journal of Public & International Law Review* 393.
- Neuwirth, Rostam J., “Law as Mnemonics: The Mind as the Prime Source of Normativity” (2008) 2 *European Journal of Legal Studies* 143-182, available at: <http://www.ejls.eu/4/55UK.pdf>.
- Neuwirth, Rostam J., *The Cultural Industries in International Trade Law: Insights from the NAFTA, the WTO, and the EU* (Hamburg: Dr. Kovač, 2006).
- Newseum, 555 Pennsylvania Ave., N.W., Washington, DC 20001, (August 1, 2010), available at: <http://www.newseum.org/>.
- Nicolaidis, Kalypso & Shaffer, Gregory, “Transnational Mutual Recognition Regimes: Governance without Global Government”, (2005) 68 Law & Contemp. Prob. 263.
- Nora, Paul, “Between Memory and History: *Les lieux de Mémoire*” (1989) 26 *Representations* 7.
- Nossal, Kim Richard, “Global Governance and National Interests: Regulating Transnational Security Corporations in 21st Century”, (2001) 2 Melb. J. Int’l L. 459.
- Nussbaum, Martha C., “Comparative Constitutionalism: Introduction to Comparative Constitutionalism”, (2002) 3 Chi. J. Int’l L. 429.
- O’Brien, Richard, *Global Financial Integration: The End of Geography?* (New York: Council on Foreign Relations Press, 1992).
- Okafor, Obiora Chinedu, “The Global Process of Legitimation and the Legitimacy of Global Governance”, (1997) 14 Ariz. J. Int’l & Comp. Law 117.
- Oliveira, Jorge & Cardinal, Paulo, eds., *One Country, Two Systems, Three Legal Orders – Perspectives of Evolution: Essays on Macau’s Autonomy After the Resumption of Autonomy by China* (Berlin: Springer, 2009).

- Onuma, Yasuaki, “When was the Law of International Society Born? – An Inquiry of the History of International Law from an Intercivilizational Perspective”, (2000) 2 *Journal of History of International Law* 1.
- Orend, Brian, “Terminating Wars and Global Governance”, (1999) 12 *Canadian Journal of Law and Jurisprudence* 253.
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD), *The e-Government Imperative: Main Findings*, OECD Policy Briefs (2003) at 1, available at: <http://www.oecd.org/dataoecd/60/60/2502539.pdf>.
- Orwell, George, *Nineteen Eighty-Four* (London: Penguin Books, 2000).
- Paul, Joel R., “Comity in International Law”, (1991) 32 *Harvard International Law Journal* 2.
- Paul, Joel R., “Cultural Resistance to Global Governance”, (2000) 22 Mich. J. Int’l L. 1.
- Petersmann, Ernst-Ulrich, “Constitutionalism and International Organizations”, (1996-1997) 17 NW. J. Int’l L. & Bus. 398.
- Petersmann, Ernst-Ulrich, “Multilevel Judicial Governance as Guardian of the Constitutional Unity of International Economic Law”, (2008) 30 Loy. L.A. Int’l & Comp. L. Rev. 367.
- Piilola, Anu, “Assessing Theories of Global Governance: A Case Study of International Antitrust Regulation”, (2003) 39 Stan. J. Int’l L. 207.
- Prakash, Aseem & Hart, Jeffrey A., eds., *Globalization and Governance* (New York: Routledge, 1999).
- Puetz, Stephen J., *The Unified Cycle Theory: How Cycles Dominate the Structure of the Universe and Influence Life on Earth* (Denver: Outskirts, 2009).
- Radin, Dean I., *The Noetic Universe: The Scientific Evidence for Psychic Phenomena* (London: Transworld Publishers, 2009).
- Regent, Sabrina, “The Open Method of Coordination: A New Supranational Form of Governance?”, (2003) 9 *European Law Journal* 190.
- Riles, Annelise, “Relations: The Anti-Network: Private Global Governance, Legal Knowledge, and the Legitimacy of the State”, (2008) 56 Am. J. Comp. L. 605.
- Rodes, Jean-Michel, Piejut, Geneviève & Plas, Emmanuelle, *Memory of the Information Society* (Paris: UNESCO, 2003).
- Rodrigo, Delia, Allio, Lorenzo & Andres-Amo, Pedro, “Multi-Level Regulatory Governance: Policies, Institutions and Tools for Regulatory Quality and Policy Coherence”, (2009) OECD Working Papers on Public Governance, No. 13.
- Romano, Cesare P. R., ‘The Proliferation of International Judicial Bodies: The Pieces of the Puzzle’ (1999) 31 *New York University Journal of International Law and Politics* 709.
- Rosenau, James N., “Governance in the 21st Century”, (1995) 1 *Global Governance* 13.
- Roucounas, Emmanuel, “Engagements parallèles et contradictoires” (1987) 206 Rec. des Cours 9.

- Sand, Inger.-Johanne, “From the Distinction between Public and Private Law – to Legal Categories of Social and Institutional Differentiation, in a Pluralistic Legal Context”, in Hanne Petersen & Henrik Zahle, eds., *Legal Polycentricity: Consequences of Pluralism in Law* (Aldershot: Dartmouth, 1995) 85.
- Sassen, Saskia, “The Participation of States and Citizens in Global Governance”, (2003) 10 Ind. J. Global Legal Stud. 5.
- Scharpf, Fritz W., “Notes Toward a Theory of Multilevel Governing in Europe”, (2001) 24 *Scandinavian Political Studies* 1.
- Schilling, Theodor, *On the Constitutionalization of General International Law*, Jean Monnet Working Paper 06/2005.
- Schwartmann, Rolf, *Private im Wirtschaftsvölkerrecht* (Tübingen: Mohr Siebeck, 2005).
- Sinha, Surya Prakash, *Legal Polycentricity and International Law* (Durham: Carolina Academic Press, 1996).
- Smith, Barry, ed., *The Foundations of Gestalt Theory* (Wien: Philosophia Verlag, 1988).
- Stephens, Harmon B., “The Relation of the Motion Picture to Changing Moral Standards”, (1926) 128 *Annals Am. Acad. Pol. & Soc. Sci.* 151.
- Sutherland Peter et al (eds.), *The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New Millennium*, Geneva, WTO, 2004, available at: http://www.wto.org/english/thewto_e/10anniv_e/future_wto_e.pdf.
- Teubner, Gunther, ed., *Global Law without a State* (Dartmouth, Aldershot 1997).
- Toynbee, Arnold. J., *A Study of History* (London: Thames & Hudson, 1972).
- Trachtman, Joel P., “Trade and ... Problems, Cost-Benefit Analysis and Subsidiarity”, (1998) 9 E.J.I.L. 32.
- United Nations Conference on Trade and Employment, *Havana Charter for an International Trade Organization and Final Act and Related Documents* (Havana November 21, 1947 to March 24, 1948), UN Doc ICITO/1/4/1948.
- United Nations General Assembly, *2005 World Summit Outcome*, A/RES/60/1 (Oct. 24, 2005), available at: <http://daccess-ods.un.org/TMP/8048665.html>.
- United Nations General Assembly, Report of the Secretary-General, *In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All*, UN GA Doc. A/59/2005 (March 21, 2005).
- United Nations High Level Panel on Coherence, *Delivering as one: Report of the High-level Panel on United Nations System-wide Coherence in the Areas of Development, Humanitarian Assistance and the Environment*, (UN GA A/61/583 (Nov. 20, 2006), available at: <http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N06/621/41/PDF/N0662141.pdf?OpenElement>.

- United Nations, *Conference on Environment and Development (UNCED)*, Rio de Janeiro, June 3-14, 1992, available at: <http://www.un.org/geninfo/bp/enviro.html>.
- United Nations General Assembly Resolution, *United Nations Millennium Declaration*, UN Doc. /RES/55/2 (September 18, 2000), available at: <http://www.undp.org/mdg/>.
- United Nations, *Report of the World Commission on Environment and Development*, General Assembly Resolution A/RES/42/187, December 11, 1987), available at: <http://www.un.org/documents/ga/res/42/ares42-187.htm>.
- Wilhelm, Richard, trans., *I Ging: Das Buch der Wandlungen* (Düsseldorf: E. Diederichs, 1970).
- Woodward, B.K., “Global Civil Society and International Law in Global Governance: Some Contemporary Issues”, (2006) 8 Int'l Comm. L. Rev. 247.
- World Summit on the Information Society (WSIS), *Declaration of Principles – Building the Information Society: A Global Challenge in the New Millennium*, Document WSIS-03/GENEVA/DOC/4-E (December 12, 2003), available at: <http://www.itu.int/wsis/docs/geneva/official/dop.html>.
- Young, Charles Willard, *The Next Ten Years in the Stock Market: Three Actuarial Studies of Cycles, Values, Markets; A Study of Mass Psychology in the Stock Market* (New York: Securities Cycle Research Corp., 1956).
- Young, Ernest A., “The Trouble with Global Constitutionalism”, (2003) 38 Tex. Int'l L.J. 527 (2003).